

官報

号外 昭和三十一年十二月四日

○第二十五回 衆議院會議録第十一号

昭和三十一年十二月四日(火曜日)

昭和三十一年十二月四日
午後一時 本会議

●本日の会議に付した案件
運輸審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件

商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めるの件

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律の一部を改正する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案(内閣提出)

国有財産法第三十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(参議院送付)

午後一時三十六分開議
○副議長(杉山元治郎君) これより会議を開きます。

○副議長(杉山元治郎君) ただいま貴賓席に、アメリカ訪日議員団下院議員

ヘンリー・O・タリー氏
ジョン・M・ロブション氏
キャスリン・セント・ジョージ氏
ケンネス・B・キーティング氏
上院議員
トマス・C・ヘニングス氏
A・S・マイク・モンロー氏
フランク・A・パレット氏
アルバート・ゴア氏

がお見えになりました。御紹介申し上げます。
〔拍手〕
○副議長(杉山元治郎君) お諮りいたします。内閣から、運輸審議会委員に武田元君及び深水六郎君を任命したので、運輸省設置法第九条第三項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 次に、内閣から、商品取引所審議会会長に向井鹿松君を、同審議会委員に石黒武重君、柿沼谷蔵君、島岡君及び藤田国之助君をそれぞれ任命したので、商品取引所法第三十九条第四項の規定によりその事後の承認を得たいとの申し出があります。右申し出の通り承認を与えるに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 次に、内閣から、日本銀行政策委員会委員に千金良三郎君及び原邦造君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

ことに法律の一部を改正する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

ことに法律の一部を改正する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律案(第二十四回国会坂田道太君外四名提出)
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

昭和三十一年十二月四日 衆議院會議録第十一号

運輸審議会委員任命につき事後の承認を求めるの件、商品取引所審議会会長及び同委員任命につき事後の承認を求めるの件、教育公務員特例法及び教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準備する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年十一月四日 衆議院會議録第十一号 在外公債公債の処理に関する法律案外二件

報告書は會議録に掲載

佐藤大郎君登壇

第二条 前条の学校看護婦とは、
国庫又は地方公共団体（もとの
外地の地方公共団体を含む。）か
ら俸給その他これに相当する給
手を受ける官立若しくは国立又
は公立の学校の職員のうち、昭
和四年十月二十九日以後にお
いて児童、生徒等の養護に当つて
いた者で、常時勤務に服してい
たものをいう。

第三条 前二条に規定する公立の

学校には、恩給法の一部を改正
する法律（昭和二十一年法律第
三十一号）による改正前の恩給
法第二十二條第一項に規定する
在外指定学校を含むものとし
る。この場合において、当該在
外指定学校の職員に關し前条の
規定を適用するについては、同
条中「もとの外地の地方公共団
体」とあるのは、「在外指定学校
を設置するもの」と読み替える
ものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 第一条の規定による改正後の教
育公務員特例法第三十二條の二
の規定は、昭和二十三年四月一
日から適用する。

3 第二条の規定による改正後の教
育公務員特例法第三十二條の二
の規定の適用を受ける公立学校職員等に
ついては、学校看護婦としての在職を
標準教育職員としての在職とみなす
ことに關する法律の規定は、昭和
三十年七月二十五日から適用す
る。

して、引き続き学校看護婦であつた者
のうち、従軍看護婦等となつたために
一時退職した者、任命者が國または地
方公共団体以外のものであつた者及び
正式採用が昭和二十四年一月十二日以
後であつた者が本法律案の対象となり
得るやいなやについて、熱心に質疑が
行われたのであります。その詳細につ
いては速記録によつて御承知願いた
い存じます。

さらに、引き続き、国会法第五十
七條の三に従つて、委員長から本法律
案に対する内閣の意見を求めたところ、
清瀬文部大臣は、本法律案に關し
て内閣は異議はない旨の答弁がござ
いました。

かくて、十二月四日質疑を終了、討
論を省略して採決の結果、全会一致を
もつて原案の通り可決すべきものと決
定した次第であります。

右、御報告を申し上げます。（拍手）
○副議長（杉山元治郎君） 採決いたし
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（杉山元治郎君） 御異議なし
と認めます。よつて、本案は委員長報
告の通り可決いたしました。

在外公債公債の処理に関する法律
案（内閣提出）
昭和三十一年度の食糧管理特別会
計の借入限度等の特例に關する
法律案（内閣提出）
國有財産法第十三條第二項の規定
に基き、国会の議決を求めるの
件（參議院送付）

○山中貞則君 議案上程に關する緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ

の際、内閣提出、在外公債公債の処理
に關する法律案、昭和三十一年度の食
糧管理特別會計の借入限度等の特例に
關する法律案、國有財産法第十三條第
二項の規定に基き、国会の議決を求め
るの件、右三件を一括議題となし、委
員長の報告を求め、その審議を進めら
れんことを望みます。

○副議長（杉山元治郎君） 山中君の動
議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長（杉山元治郎君） 御異議なし
と認めます。

在外公債公債の処理に関する法律
案、昭和三十一年度の食糧管理特別會
計の借入限度等の特例に關する法律
案、國有財産法第十三條第二項の規定
に基き、国会の議決を求めるの件、右
三件を一括して議題といたします。委
員長の報告を求めます。大蔵委員會議
事春日一幸君。

在外公債公債の処理に関する法律
案
在外公債公債の処理に關する法
律
（題旨）

第一条 この法律は、國債整理基金
特別會計法（明治三十九年法律第
六号）第五條の規定により発行され
た四分利付公債の処理に關
し政府が日本國との平和條約第十
八條の規定の趣旨に従つてフラン
ス有価証券所持人全國協會との間
に行つた交渉により昭和三十一年
七月二十七日に成立した四分利付
公債の処理に關する協定に基き元利
金の支払条件の改定について定め
るものとする。

（この法律の適用がある公債）
第二条 この法律は、前条に規定す
る四分利付公債でこの法律の
施行の日において本邦内に所在せ
ず、かつ、日本人に属さないもの
のうち、同條の協定に基き政府が
その所持人に対して行つた支払につ
いての申出の受諾があつたもの
（以下「在外公債公債」という。）に
ついて適用する。

（償還期限の延長）
第三条 在外公債公債の元金の償還
期限は、十五年間延長し、昭和六
十年五月十五日とする。

（元利金の支払の場合に交付する
金額）
第四条 在外公債公債の元金を償還
し、又は昭和十五年十一月十五日
から昭和六十年五月十五日までに
支払期日が到来した、若しくは到
來する利子を支払う場合には、そ
の額面金額又は利札の券面金額を
支払うほか、それぞれその十一倍
に相當する金額を交付するものと
する。

（他の法令の適用）
第五条 前條の規定により交付する
金額は、國債に關する法律（明治
三十九年法律第三十四号）、會計
法（昭和二十二年法律第三十五号）
第十九條その他の國債に關する法
令の規定の適用については、國債
の元金又は利子とみなし、在外公
債公債の額面金額は、國債証券買
入銷却法（明治二十九年法律第五
号）第一條の規定の適用について
は、その十一倍に相當する金額を
加算した金額となつたものとみな
す。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律

第一条 食糧管理特別会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金金の限度額は、昭和三十一年度限り、食糧管理特別会計法（大正十一年法律第三十七号）第四条ノ二の規定にかかわらず、通して四千五百億円とする。

第二条 政令で定める地域内に住所を有する米穀の生産者が昭和三十一年の冷害その他政令で定める災害による減収により同年産米穀の政府買入数量の変更を受け、政令で定めるところにより同年十二月三十一日又は昭和三十一年一月三十一日まで当該変更を受けた数量の米穀を政府に引き渡した場合又は米穀を政府に引き渡すことを要しなくなった場合において、昭和三十一年産米穀の買入代金の支払の臨時特例に関する政令（昭和三十一年政令第八十二号）第一項の規定により食糧管理特別会計から概算払を受けた金額の全部又は一部を、政府に充て渡すべき米穀に関する政令（昭和三十一年政令第三十四号）第一条に規定する売買条件に基いて同会計に返納しな

ればならないときは、政府は、政令で定めるところにより、当該金額に加算して納付すべき利息で当該売買条件において定めるものを軽減し、又は免除することができ

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件
右は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

区 分	種 目	数 量	予 定 価 格	備 考
工 作 物	雑 工 作 物 (空気調和装置)	一箇	一、九六五、〇〇〇円	新 設

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔春日一幸君登壇〕

○春日一幸君 たいま議題となりまして在外公債の処理に関する法律案外一法律案並びに一議決案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、在外公債の処理に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、前大蔵が始まつて以来支払いが中断されたまま今日に至っている四分利付公債の本邦外所在分、額面総額約一億八百万フランについて、今般フランス有価証券所持人全国協会との間に協定が成立いたしましたので、この協定に基き元利金の支払条件の改定について定めてい

昭和三十一年十二月三日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

次の財産を皇室用財産として取得することについて、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求める。

- 一 所在地 東京都千代田区一番二 口座名 皇居
- 三 取得財産の区分、種目、数量及び価格

ころ、全会一致をもって本案は原案の通り可決いたしました。

次に、昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案について御報告申し上げます。

この法律案の内容の第一点は、食糧管理特別会計の負担に属する食糧証券、借入金及び一時借入金金の限度額は現在三千五百億円と定められているのでありますが、本年産米の豊作に伴う買上数量の増加等によりまして、借入金等のピーク時である十二月末において、借入金等の残額は約四千三百五十億円となること予想されますので、これに若干の余裕を見込んで、この限右の限度額を千億円引き上げて四千五百億円にいたそうとするものであります。

第二点といたしましては、昭和三十一年産米につきまして、米穀の生産者は政府に事前売り渡し申し込みを行い、その売り渡し代金について食糧管理特別会計から概算払いを受けているのであります。昭和三十一年に

おける冷害その他特定の災害による米穀の減収のため、契約通り米穀の売り渡しができなくなりまして生産者は、当該概算金に日歩二銭五厘の利息を加算して、これを政府に返納しなければならなくなるのであります。しかしながら、このようなことは、利息加算を設けた趣旨にかんがみ適当でないと思ひまして、この際右加算利息を減免する道を開こうとするものであります。

この法律案につきましては、去る十一月十六日政府委員より提案理由の説明を聴取して以来、数回にわたり当局との間に質疑応答を重ね、この間、特合審査会を開く等、慎重審議いたしました。

した。審議の過程において問題となりましたおもなる点は、概算金の性格、概算金を返還する場合の利息の問題、政令で定める災害の範囲及び利子減免の基準等についてであります。その詳細は速記録に譲ることといたします。

かくて、本日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、社会党を代表して石村委員は希望を述べて賛成の旨討論せられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

なお、この法律案に對しましては全会一致をもって附帯決議を付すべきものと決しました。附帯決議は次の通りであります。

昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律案に對する附帯決議

米穀の減収が年々収獲量の七割以上の農家に対して利息全免の措置を講ずることはもちろん、これに該当しないものでも飯米を確保するにいたらない農家に対しては、右に準じ措置すること。

右決議する。

次に、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件について申し上げます。

本件は、諸外国の大公使等の謁見、接伴等に利用しております皇居内の仮宮殿につきまして、この宮殿の室内空氣の温度湿度の調整をはかるため冷暖房装置を設置して、これを皇室用財産として取得しようとするものであります。なお、この装置新設に要する所要

昭和三十一年十二月四日 衆議院會議録第十一号 議長の報告

経費は約千九百九十万円の見込みであります。

本件は、本日の大蔵委員会において、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、三件は委員長報告の通り決しました。

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

文部大臣 清瀬 一郎君

出席府政委員

内閣官房副長官 松本 龍藏君

運輸政務次官 伊能繁次郎君

朗読を省略した報告

一、去る十一月三十日、内閣総理大臣から、結核予防審議会委員に参議院議員勝保松君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十一月三十日、内閣総理大臣から、究春対策審議会委員に参議院議員一松定吉君及び同藤原道子君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨三日本院は社会保険審査会委員長に川西実三君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は公正取引委員会委員に塚越虎男君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は中央更生保護審査会委員に大竹武七郎君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は公安審査委員会委員長に山崎佐君を、同委員に広瀬豊作君、正木亮君、矢部貞治君及び山名義雄君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は労働保険審査会委員に上山顯君、花沢武夫君及び大西清治君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は公共企業体等労働委員会委員に藤林敬三君、峯村光郎君、阪田泰二君、宮極總一君及び中山伊知郎君を任命したことにつき承認することを議決した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は電波監理審議会委員に松方三郎君を任命したことにつき承認した旨内閣に通知した。

一、昨三日本院は文化財保護委員会委員に河井彌八君及び矢代幸雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、今四日召集に応じた議員は次の通りである。

大分県第二区選出 野依 秀市君

一、昨三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大坪 保雄君 山本 正一君

外務委員

池田正之輔君 伊東 隆治君

戸田 均君 並木 芳雄君

池田正之輔君 松本 俊一君

渡邊 良夫君 小川 半次君

大坪 保雄君 小西 寅松君

中川 俊思君 野澤 清人君

坊 秀男君 山本 正一君

大蔵委員

岡崎 英城君 小西 寅松君

福田 篤泰君 渡邊 良夫君

社会労働委員

中川 俊思君 井手 以誠君

商工委員

帆足 計君 小松 幹君

運輸委員

永山 忠則君 西尾 末廣君

井手 以誠君 長谷川 保君

通信委員

志村 茂治君 小川 半次君

予算委員

小松 幹君 井手 以誠君

小松 幹君 松本 俊一君

帆足 計君 山本 正一君

決算委員

山本 正一君 芦田 均君

議院運営委員

石山 權作君

一、昨三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

池田正之輔君 赤澤 正道君

大坪 保雄君

外務委員

山本 正一君 野澤 清人君

大坪 保雄君 坊 秀男君

小西 寅松君 小川 半次君

中川 俊思君 松本 俊一君

池田正之輔君 福田 篤泰君

渡邊 良夫君 伊東 隆治君

並木 芳雄君 芦田 均君

大蔵委員

生田 宏一君 福田 篤泰君

小西 寅松君 渡邊 良夫君

社会労働委員

中川 俊思君 井手 以誠君

商工委員

小松 幹君 帆足 計君

運輸委員

岡崎 英城君 井手 以誠君

志村 茂治君 八木 昇君

通信委員

井手 以誠君 西尾 末廣君

予算委員

松本 俊一君 小川 半次君

帆足 計君 山本 正一君

小松 幹君 渡邊 惣蔵君

決算委員

芦田 均君

議院運営委員

渡邊 惣蔵君

一、昨三日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

国有財産法第十三条第二項の規定に

基き、国会の議決を求めるの件

一、昨三日委員会に付託された議案は次の通りである。

国有財産法第十三条第二項の規定に

基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、議決第二号)(参議院送付)

大蔵委員会 付託

一、昨三日参議院に送付した条約は次の通りである。

特殊核物質の貸借に関する日本国

政府とアメリカ合衆国政府を代表し

て行動する合衆国原子力委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)
発行所 東京都新宿区市会本町町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三(一)五五五